

2016年度（第9回）

香川県ジュニアゴルフ大会

開催日：平成28年8月23日(火)
開催コース：高松ゴールドカントリー倶楽部

主催 香川県ゴルフ協会
後援 四国新聞社、高松北ロータリークラブ
共催 OHKスポーツ振興財団香川、デイリースポーツ
香川県高等学校ゴルフ連盟

**JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される。
ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き、
ローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする**

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球はR & A発行の最新の公認球リスト（JGAホームページ参照：www.jga.or.jp）に記載されているものでなければならない。この条件の罰は、競技失格。

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上や、その近くで練習ストロークをしてはならない。これに違反して練習ストロークした場合、競技者は次のホールで2打罰を加えなければならない。但し、そのラウンドの最終ホールときは、競技者はそのホールで罰を受ける。

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

- a. 通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。
- b. 険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。
- c. プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。および競技委員を通じて競技者に連絡する。

7. 移動

本競技では、全部門にてプレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がこれを操作していた時、または一人のプレーヤーの指示で共用のキャディーが動かしていた時は、そのカートとカート上の全ての物はカートを操作しているプレーヤー、または特定の指示を出したプレーヤーの携帯品とする。

8. キャディー

小学生についてはキャディー付とする。尚、全ての組に同行委員が帯同する。

9. 使用ティーマーク

黒マーク	小学生低学年（1～3年生）男子・女子
赤マーク	小学生高学年（4～6年生）女子
金マーク	小学生高学年（4～6年生）男子の部及び中学生女子の部
白マーク	中学生男子の部及び高校生女子の部
青マーク	高校生男子の部

《裏面に続く》

10. スコアカードの提出

本大会においては、エリア方式を採用する。

11. プレーオフ並びに順位決定

高校生並びに中学生の部において1位が同スコアの場合は委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフにて優勝者を決定する。尚、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。尚、以下の順位も同スコアはタイ位とする。

小学生の部においては、同スコア時（1位を含む）の順位は全てインコースのマッチングスコアカード方式により決定する。

ローカルルール

- アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
- ラテラルウォーターハザードは赤杭及び赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 排水溝は動かさない障害物とする。
- 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び白線で囲んだ部分は、その道路の一部とみなす。
- グリーンに近接する動かさない障害物
動かさない障害物による障害からの救済はゴルフ規則 24-2 により受けることができる。加えて、球がグリーン外
のハザード内でない所で、動かさない障害物が(イ) グリーン上か、又はグリーンから2クラブレンジス以内にあり、
(ロ) 球からも2クラブレンジスの範囲内で、しかも(ハ) 球とホールの間のプレーの線上にかかっているときは、プレーヤーは次のような救済を受けることができる。
その球は拾い上げて、(a) ホールに近づかずに、(b) 障害物の介在が避けられる、(c) ハザード内でもグリーン上でもない場所で、球のあった箇所にもっとも近い所にドロップしなければならない。拾い上げた球はふくことができる。
このローカルルールの違反の罰は、2打
- 電磁誘導カート用の2本のレールは全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2 b (i) 【動かさない障害物】の救済を受けなければならない。
- 13番ホールグリーン横のバンカーに接する枕木はコースと不可分の部分とする。
- コース内の以下の箇所では障害が生じた場合には該当ホールの指定ドロップ区域を使用することができる。
 - 3番グリーン左側の防護柵
 - 13番グリーン左の防護柵及び防護ネット
 - 15番グリーン奥の防護ネット
- 18番ホールにおいて球がグリーン手前のラテラルウォーターハザードに入った場合は通常のラテラルウォーターハザードの処置以外に、2打罰を付加して指定ドロップエリアを使用してプレーすることができる。

注意事項

- 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
- グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。
- スタート時刻10分前にはティインググラウンド周辺に待機すること。
- 練習は指定練習場で行い、打撃練習場においては備え付けの球を使用し、1人1コイン（24球）を限度とする。
- 悪天候等により競技続行が不可能と判断した場合は、委員会により競技方法を変更する場合がある。

競技委員長 森 茂幸